【公報種別】商標公報の訂正

【発行日】令和7年5月7日(2025.5.7)

【登録番号】商標登録第6913720号(T6913720)

【掲載公報発行日】令和7年4月8日(2025.4.8)

【年通号数】登録公報(商標)2025-063

[区分] 6、19、20、22、35

【出願番号】商願2024-39595 (T2024-39595)

【訂正要旨】【商標権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

(190) 【発行国】日本国特許庁(JP)

(450) 【発行日】令和7年4月8日(2025.4.8)

【公報種別】商標公報

- (111) 【登録番号】商標登録第6913720号(T6913720)
- (151) 【登録日】令和7年3月31日(2025.3.31)
- (540)【登録商標】



- (500)【商品及び役務の区分の数】5
- (511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第6類 住居として使用可能な金属製コンテナを利用した金属製可搬式建造物,金属製可搬式建造物組立セット,金属製プレハブ住宅組立セット

第19類 住居として使用可能なコンテナを利用した可搬式建造物(金属製のものを除く。),可搬式建造物組立セット(金属製のものを除く。)

第20類 金属製キャンプ用家具、組立式キャンプ用家具、輸送用コンテナ(金属製のものを除く。),キャンプ用家具(金属製のものを除く。)

第22類 組立式キャンプ用テント

第35類 住居として使用可能なコンテナを利用した可搬式建造物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供,広告,市場調査又は分析,商品の販売に関する情報の提供

【国際分類第12版】

- (210) 【出願番号】商願2024-39595 (T2024-39595)
- (220) 【出願日】令和6年4月2日(2024,4,2)
- (732)【商標権者】

【識別番号】 5 2 4 1 4 1 3 2 6

【氏名又は名称】三和商事株式会社

【住所又は居所】東京都港区西新橋三丁目24番10号

(591) 【色彩】書面手続によるものであるので色彩については原本を参照して下さい

【法区分】平成23年改正

【審査官】澤藤 ことは

(561) 【称呼(参考情報)】 エックスベッソ、ベッソ、エックス

【検索用文字商標(参考情報)】X、BESSO

【類似群コード(参考情報)】

第6類 07A04

第19類 07A04

第20類 12A74、20A01

第22類 24C03

第35類 07A04、35A01、35B01、35K19

(531) 【ウィーン分類(参考情報)】 26. 3. 23; 26. 4. 1; 26. 4. 8; 26. 4. 9; 26. 7. 25; 26. 11. 3; 26. 11. 8; 26. 11. 10; 27. 5. 1. 2; 27. 5. 1. 5; 27. 5. 1. 15; 27. 5. 1. 24; 27. 5. 4; 27. 5. 8; 27. 5. 21; 27. 5. 23. 92; 27. 5. 23. 94; 29. 1. 1. 3; 29. 1. 1. 4; 29. 1. 4. 1; 29. 1.

4. 2; 29. 1. 5. 1; 29. 1. 5. 2; 29. 1. 13